

中部国際空港利用促進協議会
中国市場向け誘客促進事業 仕様書

1 適用範囲

本仕様は、「中部国際空港利用促進協議会 中国市場向け誘客促進事業」（以下「本業務」という。）委託に適用する。

2 目的

中部国際空港においては、国内他主要空港と比較して旅客の回復が遅れており、特にコロナ禍以前に国際線の4割を占めていた中国路線の回復が遅れている。回復の遅れには、中部地域が東京や大阪・京都等に比べ認知度・訪問意欲が低いことが影響していると考えられるため、訪日中国人旅客が回復傾向にあるこの機をとらえ、中部地域の観光スポットを紹介することにより、訪日旅行者の中部地域での広域周遊、長期滞在化を促進し、中部国際空港を起点としたインバウンド需要を創出し、復便済み中国路線の安定化を図ることにより、総ボリュームの増加で中国路線の回復を加速させる。

3 事業内容

- (1) 中国向けSNS系インフルエンサーによる情報発信
- (2) 中国メディアによる当地域紹介コンテンツ作成および展開

4 委託業務の内容

在中国SNS系インフルエンサー及びメディアによる情報展開

ア 中国において訴求力のある在中国のSNS系インフルエンサーによるSNSを活用した情報発信

- ・ 招請するSNS系インフルエンサーを提案すること。なお、インフルエンサーは以下に示す条件をすべて満たしている者とし、候補者は中部国際空港利用促進協議会（以下「協議会」）と協議により決定する。
 - ① 北京、上海、広州、深センのいずれかに在住若しくは活動拠点とし、主に若者を中心とした旅行関心層からの支持を得ていること。
 - ② SNS (TikTok、RED、ウェイボー等) でのフォロワー数が合計で100万人以上であること。
 - ③ 当地域での取材が可能であり、かつ、中部地域の魅力をPRする能力があること。
 - ④ 過去に日本や海外観光地での取材、動画投稿の経験を有すること。
- ・ 取材スケジュールについて取材先を含めて提案すること。
- ・ 招請にあたって発生する全ての費用（例：航空券、招請中の移動費用、宿泊代、食事代、施設入場料等）については、受託者で負担すること。

- ・ 情報発信のタイミングは中国の社会情勢等を考慮の上決定する。
- イ 中国メディアによるコンテンツの作成、展開
- ・ 招請する在中国メディアを提案すること。候補者は協議会と協議により決定することとする。
 - ・ 取材先については、愛知県、名古屋市のほか、岐阜県、三重県を必ず含めること。なお、名古屋市内の取材について愛知県内の取材と兼ねることができるものとする。
 - ・ 取材スケジュールについて取材先を含めて提案すること。取材先については中国で人気または知名度が高い場所を優先して選定することとし、根拠データを提示すること。
 - ・ 制作物を作成し、自社メディアを使用して展開すること。併せて、効果的にPRするための方策を実施すること（例：ウェブ広告の出稿、ランディングページ制作等）。
 - ・ 作成した制作物について、二次利用可能なものとする。
 - ・ 招請にあたって発生する全ての費用（例：航空券、招請中の移動費用、宿泊代、食事代、施設入場料等）については、受託者で負担すること。
 - ・ ビザ取得について申請代行を行い、費用については受託者で負担すること。
 - ・ 情報発信のタイミングは中国の社会情勢等を考慮の上決定する。

5 分析とKPI

本業務の実施にあたり、KPIを設定すること。KPIの項目、数値については協議会と協議の上、決定する。

本業務終了後はデータ分析を行い、分析結果（様式は不問）について事業報告書と併せて提出すること。

6 事業報告書の提出

事業終了後、事業内容及び実績をまとめた報告書（A4判）2部を提出すること。あわせ当該報告書の電子データ（Word等の編集可能なフォーマットおよびPDF）および制作物を記録した編集可能な電子データを提出すること。

提出場所は愛知県都市・交通局航空空港課とする。

7 その他

- ・ 本業務の開始から終了までの間、事業の実施方法や進捗状況を常に把握している担当者を置き、本業務の円滑な実施のため、定期的に協議会と連絡調整を行うこと。
- ・ 本業務で知り得た情報については、管理保管を十分行うとともに、外部への漏えいに十分注意すること。

- ・ 本業務の実施にあたっては、事前に協議会と十分協議を行うこと。また、委託期間中も、進捗状況及び今後の進め方等を、協議会に逐次報告するほか、必要に応じて打合せを実施すること。打合せの実施後は速やかに議事録を作成し協議会に報告すること。
- ・ 本業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- ・ 本業務に係る監査等が行われる場合は、協力すること。
- ・ 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、協議会に帰属すること。また、本業務で作成した企画記事やコンテンツ等については、協議会が中部国際空港の利用促進に資する目的において無償で二次利用ができるようにすること。ただし、これらが困難であることが見込まれる場合には協議会と協議すること。
- ・ 本業務の実施にあたり、協議会から別途指示があった場合は、可能な限り対応すること。
- ・ この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて協議会と受託者とが協議して決めるものとする。
- ・ 仕様内容等に変更が生じた場合、協議会と協議の上、必要に応じ変更契約等を行う。